

Title	内外政党事情 に就て : 改進黨の一機関として
Sub Title	
Author	西田, 長寿
Publisher	慶應義塾経済学部研究室
Publication year	1944
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.38, No.5・ 6 (1944. 6) ,p.415(121)- 435(141)
JaLC DOI	10.14991/001.19440601-0121
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19440601-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

經濟學論集 第二卷第一號(大正十二年六月)「アダム・スミス生誕二百年紀念論文集」を載せてある。
この他京都帝國大學經濟學會及び關西大學學報局で紀念繪葉書を發行した。

「内外政黨事情」に就て――

――改進黨の一機關として――

西田長壽

この新聞は、服部誠一等がやつてゐた江湖新報を小野梓一派の鷗渡會の人々が引受けて改進黨内に於ける所謂東京大學派の機關として發行したものである。従て發行所は、江湖新報時代と同様で京橋區南金六町六番地 四通社であつた。

本紙發行の經過に就ては、薄田軒雲著「天下之記者」(一名山田一郎君言行録)中に山田喜之助談として収録されたものが、要領を得てゐるやうだ。左に引用しやう。

「茲に内外政黨事情廢刊當時、改進黨内の形勢を述べて見ると、始め改進黨創立の當時大隈伯の麾下に集つた同志は、隠然三派に分れて居た。第一は例の鷗渡會派即ち小野梓氏を首領とした山田一郎君其他の大學出身一派で、氏(山田一郎を指す)は専門學校を根據とした形である。次には矢野文雄氏の卒ゆる報知新聞派で、此には慶應義塾出身の藤田茂吉、大養毅、尾崎行雄などの驍將が居る。今一つは舊幕の英學から系統を引いた沼間守一氏の毎日新聞派で、此には島田三郎、肥塚龍などの才物が潜んで居る。處が山田君等の大學派も何か一つ機關新聞がな

くては物足りないことになり小野梓氏に請求し必ず永續させると云ふ約束で茲に内外政黨事情なる日刊の新聞紙を發刊することになった。扱て其主幹には誰れが良からうと云ふことになつて、文章第一を以て推されて山田一郎君は其の主幹、市島氏は之れが副と云ふ役割になつた。處が思ふ通りに金が出ないので財政常に困難にして遂に僅か半ヶ年足らずで此の政黨事情は廢刊に歸した。(1)

註(1)『天下之記者』七八一七九頁。

改進黨成立當時に於ける中心勢力として、大隈重信の下に右の三派を區別することは、今日の常識であるし、鷗渡會そのもの、性質等に就ても、西村眞次著「小野梓傳」、高田早苗述「半峯昔ばなし」等に盡されてゐるから、茲には觸れる必要はない。

また「内外政黨事情」發刊の経緯に關する説明も、前述の諸書及山田一郎が主任として編纂した「梧堂言行録」(岡山兼吉傳)等に記述されてゐる。が、茲では陰にあつて實際に本紙を指導したと考へられる小野梓の前掲の傳から今一應その説明を聞かう。

「明治十四、五年は、いはゞ政治熱の最高潮に達した時期で、苟くも政治に關した言論は民間から歡迎せられた。新聞紙はいづれも皆相當の勢力を有ち、背後に新聞紙がなければ羽振が利かなかつた。嚶鳴社派は『横濱毎日新聞』に據り、議政會派は『郵便報知新聞』に據つてそれ／＼自分達の主張を公表した。小野もどうかして何新聞かに特別關係をつけ、それを機關にしたいと思ひ、服部誠一の經營してゐる丸春社で發行してゐる『内外政黨事情』といふ新聞紙と連絡を取つた。此新聞には山田一郎、市島兼吉が記者として働いてゐるが、實は小野の紹介で二人が服部に發行させたものだといふ。其新聞は十五年十月十八日に發刊せられ、山田が主幹、市島が監事と

なり、岡山兼吉ら一味の人々が社員となつたが、經濟が持ち切れず、遂に翌年二月八日を以て休刊し、尋いで廢刊するに至つた。(2)

註(2)西村眞次著「小野梓」傳一五七頁

『小野梓傳』における右の叙述は『梧堂言行録』を中心とし、『半峯昔ばなし』等を参考とされたらしいが、私が引用した山田喜之助談との間には若干の相違がある。

『小野梓傳』によると、鷗渡會一派が參劃する前から服部誠一が「内外政黨事情」なる新聞を發行してゐたかの如き感を與へるが、これは恐らく著者の何かの誤解であらう。

こゝで、少し横道ではあるが、丸春社と四通社の關係を説明しておく必要がある。蓋し「内外政黨事情」の發行所に就て、『半峯昔ばなし』等に於ては、丸春社だと述べて居るし、本文では冒頭に記したやうに四通社としたからである。元來、丸春社といふのは撫松服部誠一が『東京新誌』(明治・九・四・創刊)を發行するに際して用ひた社名で、當時の位置は、數寄屋橋外數寄屋町二丁目一番地であつた。其後南茅場町八番地、竹川町拾貳番地、同拾九番地、數寄屋橋外彌左門町十番地等に移り、再び最初の所に戻り、同九番地、元數寄屋町三丁目、同二丁目九番地、彌左門町六番地等を轉々として、南金六町六番に移つたのは、明治十四年十二月廿六日であつた。そしてこゝで『東京新誌』の終刊(明治・一六・一・二七・第三三四號)まで居り、その間、『春野草誌』をも同社名で發行したのである。

ところが、この所が、また江湖新報發行所の四通社の所在地であつた。服部誠一が『東京新誌』を創刊すると間もなく、明治九年六月から『廣益問答新聞』を發行したのであるが、この發行所は、初から四通社と稱し、京橋

區南金六町六番地にあつた。この新聞が發行禁止(明治・二三・九・第三七六號限)となつて、『中外廣聞新報』を發行したが、これも亦發行禁止(明治・二三・一〇・第九五號限)となつた。そこで服部は、更に、明治十三年十月から『江湖新報』を發行した。この系統の方は、二回も禁止の厄に遭ひ乍ら、終始一貫、同一地に於て同一社名を以て發行されてゐたのである。

これで判るやうに九春社と四通社は、抑々の初めから兄弟關係にあつたのであつて、服部としては、右の機關によつて硬軟二種の雑誌を經營して行く意圖であつたらしい。

高田早苗等によつて四通社の代りに九春社が記憶されてゐたのは、九春社の『東京新誌』の方がより有名であつたのと、今一つは、高田等の文學趣味に基くのであらう。

鷗渡會一派が眼をつけたのは、この四通社の『江湖新報』であつた。『江湖新聞』は何時まで發行されたか、今のところ判然しないが、私は、明治十五年八月十日發行の第九十六號までを見てゐる。

然し小野梓等と服部との交渉は、明治十五年四月頃から始まつたと見るべきで、同年の七月には、『内外政黨事情發刊大意並維持法』といふ小冊が印刷されてゐるほどである。而して、『留容齋日記』の明治十五年七月三日の項に「服部來話『政黨記事之事』」同十三日の項に「此日訪服部某。話『政黨記事之事』」同十七日の項に「山田一郎。服部來訪」(5)同廿三日の項に「晚間服部來訪。話『内外政黨事情發見之事』」(6)とあつて、始めて、内外政黨事情の六字が出て來てゐるのである。服部小野間の交渉は、然し尙二ヶ月を要したのであつて、『留容齋日記』には所々に之に關すると見るべき記録を見出すのであるが、愈々發行を見るに到つたのは、同年の十月である事は、冒頭に記する通りである。即ち同日記の十月二日の項には「到岡山之寫。議『政黨事情發見之事』」(7)同十日には、「歸途

訪山田於四通社」(8)十三日には「高田。岡山。山一來訪。話『政黨事情發見之事』」(9)等の記録がある。

註(3)『小野梓全集』下巻四〇〇頁。

(4)(5) 同 同四〇一頁。

(6) 同 同四〇二頁。

(7) 同 同四一頁。

(8)(9) 同 同四二頁。

その後の経過を叙するに先立つて、こゝで鷗渡會一派の最初の計畫に立ち戻つてみよう。その爲に前掲『内外政黨事情發刊大意並維持法』(10)の全文を轉記して見る。蓋し下手な紹介よりも判りいゝし、確實であるから。

○内外政黨事情發行大意

夫レ新聞雑誌ノ政治世界ニ偉大ノ公益ヲ與ルハ吾人ノ言ヲ待タズ實際ノ形跡ニ徴シメ瞭然タリ今ヤ我邦立憲政體ノ聖諭出ルニ遭値シ全國ノ人民皆ナ政治ノ思想ヲ懷キ政黨ノ團結ニ從事セサル者ナシ此時ニ際シテ須ク政黨ノ事ヲ記シ政黨ノ報ヲ傳フルノ新聞雑誌ナカルヘカラス我東京新聞雑誌ノ發行日ニ月ニ増加シ其數枚舉ニ進マアラスト雖トモ未タ簡單ニ各政黨ノ事情ヲ報道スル専門ノ新誌ヲ出タサルハ吾人ノ遺憾トスル所ナリ且ツ大小ノ新聞雑誌各々其主義ヲ異ニセリ今吾社ノ新誌ニ於テハ主義ヲ改進ニ取り一ハ以テ立憲改進主義ノ諸新聞ニ協同シ一ハ以テ海ノ内外各政黨ノ景況ヲ一目シテ其強弱盛衰ヲ知ラシメントス其體裁タルヤ専ラ内外政黨ノ評論報道ヲ爲スニ在リ而シテ之ヲ官令社説評論内報外報雜報寄書漫記ノ八欄ニ區別シ務メテ實際ノ評論ヲ掃ケテ以テ時事ニ剴切ナル感覺ヲ起サシメ讀ム者ヲシテ一讀遺憾ナラシメントス(「ナカラシメ?...」西田)而シテ其價格ハ務メテ低廉ナ

ルヲ要シ資力ナキ者ト雖トモ購讀シテ以テ全國政黨ノ景勢ヲ知ルニ憾ナカラシメントス因テ隔日發兌即チ一月十五
回ノ刊行トス且ツ左ニ株金募集法並ニ本社將來ノ目的ヲ公示ス

○新誌名稱及ヒ發刊手續

- 第一項 本誌ハ東京々橋區南金六町六番地ニ存在セル四通社ニ發刊スル江湖新報ヲ改題シテ内外政黨事情ト名ケ
一月十五回即チ隔日發行トナス
- 第二項 本社ハ四通社ヲ以テ之ニ充テ江湖新報ノ看客ヲ引繼ギ且ツ印行ノ事ヲモ負擔セシム
- 第三項 本誌ノ體裁ハ政黨ニ專屬スルノ新誌ト爲シ其大ヒサ洋紙ニツ切即チ八葉綴チノ大形綴本トナス
- 第四項 本誌ノ社説ハ改進ノ主義ニ據リ時々改進黨員ノ助筆ヲモ乞フテ之ヲ登錄シ且ツ演說筆記ヲモ掲載スルモ
ノトス

○株金募集

- 第一項 株金ハ四通社現在ノ諸財産ニ繼クニ更ニ五千圓以上ノ新株ヲ以テシ一株金貳拾圓ナス(圓トナスレ
の誤ヲ四三)
- 第二項 新株金五千圓以上ハ印刷器械一箇並家屋修繕費ヲ引去リ其他ハ以テ刊行ノ資本トナシ其任拂左ノ如シ
第一 金千圓 十六ペーシマシン器械一箇
- 第二 金五百圓 家屋修繕及ヒ諸買入費

○本誌利益及ヒ月費

第一項 本誌定價ハ一紙金三錢トシテ一ケ月前金三十七錢ト爲シ一千五百部以上ヲ賣捌ケハ以テ株主二年一割五
分以上ノ利益ヲ配當スヘキモノトス

入

一金四百〇五圓 一千五百部代價

但シ郵稅込ニテ六掛ケ概算

出

一金百二十三圓七十五錢 用紙二十レン代但一レンニ付
金五圓五十錢

一金百五十圓

編輯人 給料

一同拾圓

校合方 同

一同貳拾貳圓五拾錢

探訪二人 同

一、三十二圓(原文に點なし西田) 諸雜費及ヒ配達給料製本料共

合計金三百三十八圓四十五錢

差引

金六十六圓五拾五錢

内

金六圓五十五錢 積立金及滯貸見積金

金五十圓 潤益金

第二項 二千部乃至三千部ヲ賣捌クニ至ラハ其潤益左ノ如シ

内外政黨事情

内外政黨事情

入

一金五百四拾圓 但シ、六掛ケ概算 貳千部代價

出

一金百六十圓 用紙三千レン代

一同二百七圓拾錢 月費

差引

金百五十七圓九拾錢

一金六百七拾五圓 貳千五百部代價

一同貳百〇六圓貳拾五錢 用紙三千七レン半代

一同貳百拾九圓五拾錢 月費

差引

金貳百四拾九圓二十五錢

入

一金八百拾圓 三千部代價

出

一金貳百四拾七圓五拾錢 用紙四拾五レン代

一金貳百貳拾壹圓九拾錢 月費

差引

金三百四拾圓六拾錢

右ノ割合ヲ以テスレハ株主ノ利益モ亦夥多ナルモノトス且ツ廣告料及ヒ諸印刷ノ利益モ亦少ナカラスト雖トモ右
ヲ以テ活版職工給料及ヒ雜費ニ充テ餘剩アルトキハ株主ニ相當ノ利益ヲ配當スルモノトス

明治十五年七月

紙上署名人

文學士	山田一郎
同	高田早苗
同	天野爲之
法學士	岡山兼吉
同	山田喜之介
同	砂川雄峻
理學士	田中館愛橋
同	石川千代松
同	田原榮
社務管理	服部誠一
監督	小野梓

註(10)本書は四六版八頁に印刷された小冊である。

内外政黨事情

右によつて、本紙は改進黨の立場に於て政治思想、政黨事情の認識を一般に普及せんと企圖すること、江湖新報の四通社の設備を引受け擴張せんとせること、その方法として株式によらんとせることがまづ明かにされてゐる。

四通社既往の設備を幾何に評價したか、これは新規募集株金五千圓以上の中使用明白な千五百圓の残額たる「刊行ノ資本」三千五百圓中の幾部分がそれであつたのか否かは分明しない。然しながら十六頁印刷機一臺が千圓(尤も新古不明)位であつたこと、通常新聞紙の印刷に用ひられた西洋紙が一レン五圓五十錢程度であつたこと、當時新聞社の探訪人、會計等事務員の給料が五圓前後であつたこと等が推測出来るわけである。「内外政黨事情」の紙幅は大體今日の「朝日新聞」半頁大で一回八頁ものであるから豫定された用紙の使用量も略推測出来るであらう。經費見積計算の最少限である一千五百部は一體何を根據にしたのであらうか。「江湖新報」の讀者を引續ぐ豫定であつた點から推測して同紙の讀者を基礎として、これなら大體遣つて行けると考へたのではなからうかと思ふ。然し見積そのものとしては印刷職工等の給料を未定収入を以てあつた點に問題があつたのである。

次に、豫定された紙上署名人の顔觸を鷗渡會七人組の中から市島が洩れて居るが、東京専門學校講師となつた田中簡、石川、田原の三氏の名が眼につく。この事は、やがて本紙が東京専門學校の外部宣傳機關としての機能を果させやうとしたことを豫定されてゐたことを示してゐるのである。そして小野梓が實際において本紙の主宰者であつたことをも明確に語つてゐると思ふ。

さて前述のやうな次第で、明治十五年十月十八日その第一號を發行したのであるが、私はなほ、一、二號を見て居ないので、三號以下に就て若干の紹介をしておかう。

まづ、發行豫定日定價等は當初の計畫通り、廣告料は一行五號字二十二字詰を基本として一行より二十行迄一行に付一日分五錢、二十一行より四十行迄一行に付一日分四錢、それ以上は一行三錢五厘とし、五回以上は一割十回以上は一割五分、二十回以上二割引と定めてゐる。署名者は、主幹山田一郎、監事市島謙吉、假編輯長早川早治、印刷長大久保常吉、管理服部誠一となり、最初の豫定を變更してゐる。紙面本文は五號二十八字詰を一行とし三十行一段、三段組を以て一頁とし概ね第八頁を四段組の廣告面とし、第七頁下段を相場欄とした。官令、社説、雜報、黨報、評論、外報等漫記等の各欄を設くる事も、また、豫定通りである。

社説 論說の項目を列擧すると

(年)月 日	號 數	論 說	題
一〇	?	(未見)	
一〇	二	郵稅增加ノ風說 (評)	西園寺公望君ノ自由 (評)
一〇	三	誹毀ノ罪ヲ論ス	外交論：小野梓演說筆記(4)？(二四。前稿は未見)
		郵稅增加ノ風說 一稿 (評)	帝政黨二派ニ分ル (評)
一〇	四	未世耶開明耶 (評)	
一〇	五	來レ日東男兒	

内外政黨事情

- 帝國ノ秩序ヲ紊亂スル者ハ誰ゾ (註。帝政黨攻撃)
- 福地氏ノ演說 (評)
- 緩急ヲ知ラサレハ曠職ノ譏リヲ免レズ (評)
- 板垣退助君ノ洋行ヲ送ル
- 東本願寺ノ紛議
- 立憲帝政黨將ニ黨名ヲ改メントス (評)
- 治安策
- 一〇三〇 七
- 今ノ左官者ニ主義ヲ枉グル者ナキ乎 (評)
- 政黨ヲ嫌忌スル者ハ卑公ノ膽ヲ備ヘヨ
- 朝鮮償金處分ノ說ヲ評ス (評)
- 三 九
- 立憲帝政黨ヲ論ス
- 地方官ノ上京
- 讀九鬼隆一君訓諭 (評) (五・七・九)
- (註。九鬼隆一文部少輔の石川縣下に於る政治運動排斥論を駁す)
- 一 一五 一〇
- 帝政黨ハ王室ノ尊榮ヲ謀ルモノナル乎
- 守舊ノ殘焰ヲ煽起スル者ハ誰ゾ (評)
- 七 一一
- 立憲帝政黨ノ處分

- 九 一二
- 司法權ノ獨立：鳩山和夫演說筆記 (2) (九)
- 滿天下ニ一ノ保守黨ナキ乎
- 一 一二 一三
- 東北某縣權力ヲ以テ大池ヲ穿タシム (評)
- 地方官諮問會
- 論郵便：小野梓演說筆記 (2) (一一三)
- 現内閣組織ヲ改革シ參議長ヲ置ントス (評)
- 一三 一四
- 府縣會議員懇親會
- 共同運輸會社ニ入ル者果シテ卑屈人種ナラサル乎 (評)
- 誤東京日日新聞 (評) (十一月十一日『東日』社説「岐阜臨時縣會」に於て)
- (所謂山岳黨の進退を否難せるものに對す)
- 一 一五 一五
- 立憲ノ聖詔ヲ銘記セヨ
- 哲理ヲ誤ル勿レ
- 我國狀ヲ審ニセヨ論：村上定…… (2) (一七)
- 一 一七 一六
- 官民ノ軋轢
- 輸入減少ノ原因：小野梓演說筆記 (2) (一九)
- 山岡鐵舟君ノ剛氣 (評)
- 一 一九 一七
- 三條相國ヲ賣ル者ハ誰ゾヤ (評)
- 酒造煙草稅ノ改正 (評)

月	日	號數	論	文	題
二	二二	一八	(未見)		
三	二三	一九	政黨政治 (15)	(二五・二七・(12)二七・二九・(1)七・九・一一・一三・ 二五・二七・一九・二二・二三・二五・二七)	

第一：緒言、第二：政黨政治ノ我邦ニ必須ナルヲ論ス、第三：準備政黨ノ非說ヲ辨ス、第四：政黨ノ今日ニ無用有害ナルヲ論ス、第五：政黨ノ施政ノ主義ヲ明示セザル可ラズ、第六：政黨ト政社ト異ナル所以ヲ辨ス、第七：地方黨種族黨ノ弊害ヲ論ス、第八：政黨ノ區域ヲ明ニス、第九：立憲帝政黨ニ望ム、第十：自由黨ニ望ム、第十二：各地政黨内外ノ名士ニ望ム、第十二：内閣諸公ニ望ム、第十三：余論

郵便税ハ果シテ増加サル、乎	日本一ノ守舊黨 (評)	東本願寺ノ腥臭騒動 (評)	銀行ノ注意戒ムヘシ	屋上制限ノ命令四區ノ民家ヲ打毀セントス (評)	政務ノ振張ハ國會ノ準備ニ協フモノナル乎	警部長秘密會議以來ノ變動 (評)	府縣長官ノ勳章 (評)
二二	二五	二〇	二七	二二	二七	二二	二七

内外政黨事情ノ解停	地方ハ輿論ノ場：市島謙吉 (演說筆記)	送殘年	政黨ノ要、改進トハ何ゾ：山田一郎 (演說筆記)	新年書感	讀府縣會規則追加改正及聯合禁制令	郵便條例	讀請願條例	陸奥宗光氏特赦	徵發令及徵發事務條例ヲ論ス (2) (一三)	官吏進給ノ制限 (評)	船越千葉縣令ノ辭職ニ驚ク (評)	地方諸君ニ告ク	福島縣ノ騷擾 (評)	地方ノ近狀ヲ論ス	政府新聞ノ發行 (評)	酒造規則ノ改正追加
二七	二二	二九	二二	二九	二二	二七	二五	二六	二七	二七	二九	二九	二九	二七	三〇	三二

- 一 二二 三二 鹿服ノ競進會 (評)
- 一 二二 三二 論時事
- 一 二三 三三 府縣會議員ノ政黨加入ヲ禁スルノ風説アリ
- 一 二五 三四 伊藤參議歸朝ノ後警務ヲ設ケ同省ノ卿トナルルノ説果シテ信スヘキ乎 (評)
- 一 二七 三五 福島縣下ノ士民ヲ憐ム
- 一 二九 三六 警察官獨立セサル可ラス
- 一 三二 三七 政府寺院貸借ヲ禁シテ政談演説ヲ斷タントスルノ計畫アリトハ何等ノ妄説 (評)
- 一 三二 三七 東本願寺ノ懇親會
- 一 三二 三七 國家ノ元氣ヲ論ズ (2) 市島謙吉 (三二) (本文は未完)
- 一 三二 三七 大將軍ノ歸朝且タニアリ
- 一 三二 三七 清國ノ舉動 (評)
- 一 三二 三八 政事家ノ稱ヲ汚ス勿レ
- 一 三二 三八 北越人民ノ進取ヲ促シ兼テ東北人民ニ告グ
- 一 三二 三八 某々公ノ大争論 (評)

(備考) 繼續せるものは政文數字にて回數を、漢數字にてその以後の掲載日を示し、その中に(12)とせるものは二ヶ月以上に亘れる場合の月を示すものである。尚、(評)とあるは評論欄に、(論)とあるは「論説」欄に、その他は「社説」欄に掲げられたものである。

右の内、小野梓の演説筆記、「外交論」「論郵便」「輸入減少ノ原因」の三篇は、『小野梓全集』上巻四六九頁以上に収録せられてあり、また同全集下巻七九頁以下の「游房紀行」は全集編者の附記せる如く本紙に掲載せられたものである。

本紙中の最長篇論文「政黨政治論」は恐らく山田一郎の作であると思はれるが、當時の政黨論として注目すべきものである。

尚ほ、本紙上には、東京専門學校開校式に於ける小野梓の天野爲之等の演説(前者は第五號以下に、)山田一郎の大舉卒業式に於ける謝辭、(第八)岡山兼吉の「東遠紀行」(第二二)、天野爲之の東總漫遊略記(第二〇)等の紀行文もある。之等の紀行文は、この一派の政治運動を知る上に於て有益なる資料の一であると思ふ。

更に記すべきは、坪内逍遙の政治に關する戯文「フイ」となる勿れ以下七篇が寄稿されてゐる。(12)

註(12) 河竹繁俊、柳田泉共著『坪内逍遙』一二二頁に大要の紹介がある。

更に、本紙第二十四號附録(明治・二六・一・五)として『立憲改進黨員明治十五年統計表』なるものが發行せられて居る。政黨史の上では多少參考になると思ふから、左に轉記しておく。

府縣名	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
東京府	一〇三	一五	五	三	一二	一二	二〇	一七〇
大阪府	一	二	一	七三	一四	一	九	九九
京都府	一	一	一	三	一	一	一	三
内外政黨事情						一三七		(四三二)

石川縣	福井縣	三重縣	愛知縣	和歌山縣	秋田縣	新潟縣	福島縣	宮城縣	山形縣	埼玉縣	群馬縣	千葉縣	茨城縣	栃木縣	福岡縣	大分縣
一九	三	二	一	三	二	三	一	二	一	一	四	六	一	一	一	一
三	三	三	三	二	二	二	二	二	二	四	五	七	一	一	一	二
一	一	一	一	一	一	八	一	一	一	一	四	一	三	三	一	一
一	一	一	一	一	一	二	五	二	三	三	〇	五	三	一	一	一
一六三	一八五	一四八	一四八	一六	一六	一八	三八	一八	二	一	一五	一六	二八	六	四	二
四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一

內外政黨事情
一三九
(四三三)

長野縣	岐阜縣	山梨縣	靜岡縣	神奈川縣	長崎縣	愛媛縣	高知縣	徳島縣	山口縣	廣島縣	岡山縣	島根縣	滋賀縣	兵庫縣	岩手縣	青森縣
二	一	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
五	一	二	一	二	七	七	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	四	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	二	一	一	一	一	九	一	一	一	一	一	一	一	一
一五	一	二	六	三	九	〇	一	二	三	一	一	一	一	一	一	一
四七	一	二	六	一	八	一	〇	三	一	三	三	一	三	一	三	一

內外政黨事情
一三八
(四三二)

内外政黨事情

一四〇 (四三四)

熊本縣
鹿兒島縣
鳥取縣

一〇八 一〇四 一四五 九七 一三三 九六 四一五 一八八⁽¹⁴⁾

註(13) 原文には合計欄に三とあるも、上欄の数字にして正しくは計四となる。

(14) 註(13)に於ける誤から原文には一、一八七とある。

この新聞は、明治十五年十一月廿七日第二十一號記事が新聞條例に抵触して發行停止を命ぜられ、滿一ヶ月間休刊の止むなきに到つた。如何なる記事が抵触されたかは不明であるが、恐らく「警部長秘密會議以來ノ變動」の中「中央政府ハ嚴命ヲ下タシテ官權主義ヲ保護セザルノ新聞紙ハ治安ニ妨害アルト否トヲ問ハズ悉ク皆廢業セシメ若シ剛愎ニモ猶ホ官權ニ抵抗スルモノアラハ聊カモ寛假セズ之ヲ停止スル固ヨリ可ナリ之ヲ禁止スルモ亦可ナリ又政談演說ヲ行フ者ハ着實ト過激ノ別ヲ問ハス皆ナ施政上ニ害アリテ益ナキハ勿論ナルヲ以テ警察官ハ一切認可セザルヲ以テ宜シト爲シ若シ認可セザルヲ得サルノ場合アラバ嚴ニ臨監シ辨者ノ一二言ヲ放ツヲ待テ忽チ中止解散ヲ命ゼヨトノ内達アリシカトマデニ疑ハシムルニ至レリ」といふやうな論法で、政府の言論對策を諷刺的に非議したのが禍したのであらうと思ふ。

本紙は十二月二十五日、解停となり、二十七日、その第二十二號を發刊した。同時に社名を内外政黨事情社となし、假編輯長も吉田録郎となつた。これで、同社の假編輯長は二度交代したことになるので、最初の早川早治の次は曾我部市太であつた。また當初からの印刷長大久保常吉も第二十四號に至つて鈴木鹿太と更代した。これ等の人の履歴は明かでない。大久保を除いた外は、同社の事務員が書記であつたのであらう。

大久保常吉は、江湖新報の署名編輯人であつたし、明治十九年頃は朝野新聞に居り、同二十二年の國會準備新報にも關係した。夢遊と號し、後に名を善左右門と改め、武州小金井の村長などしたことがある。大正十三年二月十三日、六十二歳で死んだ。その編纂ものには

琉球事件	日清談判始末〔前〕	一冊	明治十四年
文明開化	地獄極獄一周記	一冊	同 十五年
日本政黨事情		一冊	同 十五年
花街藤栗毛		一冊	同 十六年
伊會保物語		一冊	同 十九年
改良小説愛縁奇縁		一冊	同 二十年
政治小説深山櫻		一冊	同 二十年

註(15) 高市慶雄編「明治文獻目錄」

『内外政黨事情』は、當初から財政的に困難したらしいが、それは後に至つても改善されなかつたらしい。加ふるに發行停止などがあつたので、同人間に於ては種々と協議を重ねたことは留客齋日誌に散見するところであるが、

内外政黨事情

一四一 (四三五)